宇和島市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年10月30日(月)午後1時30分から午後2時19分
- 2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室
- 3. 出席委員 40 (名)

会 長 9番 小清水 千明 会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員	1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
	3番	今西 功尚	4番	上田 一德
	7番	黒田 義人	8番	河野 順子
	10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
	12番	竹葉 邦政	13番	谷本 宏明
	14番	玉木 邦英		
	16番	冨永 文夫	18番	藤岡 功
	19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
	21番	藥師寺 悦子	22番	安並 繁行
	23番	山口 一光	25番	渡邉 与志樹
最適化推進委員	1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
	3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
			6番	佐々木 新仁
	7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
	9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
	11番	中村 満永	12番	西村 守
	13番	萩森 役義		
	15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
	17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
	19番	森 松実	20番	山本 豊紀
			22番	和田 恵子

4. 欠席委員 7 (名)

農業委員	5番 15番	大島 土居	博雅 喜三郎	6番	大塚	 代司
最適化推進委員	, ,					
	5番	河野	勇一郎	14番	畠山	幸男
	21番	吉見	一弥	23番	渡邉	鉄雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

13番 谷本 宏明 19番 松本 武雄

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約

通知について

報告第4号 諸証明について

報告第5号 農地法第4条・5条許可について

報告第6号 認定電気通信事業の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に

対する回答について

(令和5年9月19日~令和5年10月13日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市

農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第5号 宇和島農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 意見書の提出について

議案第7号 宇和島市農業委員会協力員設置規則の一部改正について

6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 庵﨑 正幸
 農地係長
 山下 佳彦

 主事
 入川 大希
 一般事務
 山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 岩見 藤三郎

8. 会議の概要

《庵﨑局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《会長》

只今の出席委員は農業委員21名、農地利用最適化推進委員19名であります。 定足数に達しておりますので、只今より令和5年11月総会を開会いたします。

《庵﨑局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《会長》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《山下係長》

はい。失礼いたします。本日は、大島委員、大塚委員、土居喜三郎委員、河野勇一郎 委員、畠山委員、吉見委員、渡邉鉄雄委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《会長》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に谷本委員、松本委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《山下係長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《会長》

事務局の説明が終わりました。

どなたかご質問はございませんか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《山下係長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は10件の申請で ございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書5ページから6ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のと おりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事 務局では考えております。 以上でございます。

《会長》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《今西委員》

69番について、畠山委員の代理説明をいたします。◇◇◇◇に住んでおられる◇ ◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて耕作をする、という申請でございます。 ◇◇◇◇◇さんは認定農業者であり、地区の若手のリーダーとして熱心に農業に取り組 んでおられます。従いまして、所有権移転をされることに問題はありません。以上で す。

《中村委員》

70番について説明します。◇◇◇◇さんは入院してもう農業ができないということで、近くに住む◇◇◇◇さんと所有権移転の話がまとまったそうです。問題ないと思います。

《玉木委員》

失礼します、71番を説明します。◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんに所有権移転ということでございます。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇さんの◇◇◇◇でして、家族で野菜苗を作って販売しております。従って、◇◇◇◇さんも大変真面目な方でありますので、問題ないと思います。

《松本委員》

72番について説明をいたします。◇◇◇◇さんはこの度◇◇◇◇して、相続をされました。ちょうど◇◇◇◇さんの土地の前にある畑でして、家庭菜園をするということで分けてもらう、と。所有権移転ということになりました。何ら問題ないと思います。

《廣見委員》

73番、74番について説明いたします。譲渡人◇◇◇◇さん、耕作が困難となりまして誰か耕作していただく人を探しておりましたところ、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇ さんとの話がまとまり、所有権移転となりました。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、両名とも熱心に農業に取り組んでおられ、何ら問題ないと思われます

《赤松利彦委員》

75番、◇◇◇◇さんの畑に◇◇◇◇さんの畑が隣接しているということで、所有権移転。問題ないと思います。

《藥師寺委員》

76番と77番について説明いたします。76番は◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇ さんが経営拡大のために所有権移転で2人の話がまとまり、今回となりました。なん の問題もないと思います。77番は◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんの自宅の近く でもあり、平らな土地であるため、以前に2人の話し合いがすんで既に◇◇◇◇さん が作られていましたが、登記の書き換えがすんでなかったために、今回所有権移転で この議案に出ました。何の問題もないと思います。

《梶原委員》

失礼します。 7 8 番について説明いたします。 ◇◇◇◇君と譲渡人の◇◇◇◇◇さん は親子であります。補助事業申請のための経営移譲であり、何ら問題ありません。

《会長》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。どなたかご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

《会長》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます 農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《山下係長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月は賃貸住宅敷地が 1件、住宅用敷地が1件でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。 8ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《会長》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

6番について説明させていただきます。◇◇◇◇さんが、令和5年に◇◇◇◇を受けたものです。◇◇◇◇を建築しましたが、相続の際に、◇◇◇◇の土地が、地目がですね、畑のままになっておりました。いうことはもう、申請漏れですね、いうことでした。一応始末書の提出をされております。それとまた、10月26日に小清水会長、事務局等で現地調査をしております。問題ないと判断しております。

《氏原委員》

7番について説明いたします。◇◇◇◇◇さんが現在居住している所が急傾斜地危険 区域となっていることから、申請地に住宅を新築するという申請であります。 10月 26日に会長をはじめ、関係者にて現地調査を行っております。この農地を転用する ことによって周囲に被害なく、問題ありません。

《会長》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。どなたかご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

《会長》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《山下係長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月は駐車場敷地が1件、住宅用敷地申請が1件、計2件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。 10ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準 は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《会長》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《赤松俊雄委員》

失礼します。20番、貸出人◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さん。この土地は農業用の小さな古い倉庫がありまして。3年前◇◇◇◇さんの亡くなられたんですが、親から借り受けまして、そして、古い倉庫を壊して駐車場にしました。登記するために非農地にするために、10月26日に会長はじめ役員さんに審査してもらいました。以上です。

《中村委員》

21番について説明します。先日26日、小清水会長はじめ事務局の方々と現地調査に行ってきました。◇◇◇◇◇さんは子供が大きくなったので、家を建てようと土地を探していたところ、◇◇◇◇◇さんと所有権移転の話がまとまったそうです。近くには畑や田んぼなどもなく、始末書も提出しているということで、問題ないと思います。

《会長》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。どなたかご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

《会長》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いた します。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市 農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《山下係長》

はい、失礼いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用 集積計画(案)の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和 5年11月6日となっております。

1ページめくっていただきまして、12ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規が4件6,307.00㎡、更新が14件36,970.00㎡、計18件43,277.00㎡となっております。所有権につきましては、今月はありませんでした。

今月の利用権設定の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《会長》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

152番から159番までを説明します。全て更新であります。利用権の設定を受ける◇◇◇◇ さんは熱心に農業に取り組まれており、今後も続けられるということで、何ら問題ありません。

《竹葉委員》

失礼します、160番について説明申し上げます。利用権設定を受ける人は◇◇◇ ◇さん。◇◇◇◇◇さんは長年農業委員会にも携わっており、熱心に農業をされており ます。何ら問題ないかと思われます。

《滝澤委員》

失礼します、161番について説明いたします。次のページにも届けがございます。 利用権を設定する◇◇◇◇さん、◇◇◇◇されて親戚の方が耕作をされておりました が、この方も高齢で農業ができなくなり、同じ地区の◇◇◇◇君が受けることになり ました。◇◇◇◇君はまだまだ両親も元気で、親子で非常に熱心に農業、みかん栽培 をされておりますので、何ら問題ありません。

《谷本委員》

162番について説明をします。河野君がお休みなので、代わって説明をさせていただきます。◇◇◇◇君が◇◇◇◇さんの畑を新規に作ることになっております。以前に◇◇◇◇君がこの◇◇◇◇さんの畑を耕作されておるそうで、今回新たに耕作することになったそうです。別段問題はないと思います。

《山本豊紀委員》

163番、164番についてご説明いたします。この件は貸借権の設定の更新でご

ざいまして、利用権の設定を受ける◇◇◇◇君は熱心にみかん作りをやっておられますし、これまでの実績から見ても何ら問題ないと考えております。

《赤松利彦委員》

165番、◇◇◇◇◇さん更新です。問題ないと考えます。

《森委員》

166番ですが、◇◇◇◇ さん高齢ですので◇◇◇◇にお願いしたということです。 問題ないと思います

《冨永委員》

167番から169番まで説明します。167番は◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇ さんが作られるんですけど、◇◇◇◇◇さんは熱心にやられてるんで、別段問題ないと 思います。いずれも更新でございます。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが作られ る。これも更新なんですけど、これも◇◇◇◇になるらしいです。問題はないと判断 しました。169番、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが作られるんですけど、こ れも更新でございます。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇さんから見て◇◇◇◇に当たるそ うです。何ら問題はないと思います。

《会長》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に基づき、梶原委員 の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用 集積計画(案)の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《会長》

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定 いたします。梶原委員の入室を認めます。

続いて、議案第5号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《山下係長》

はい、失礼いたします。

議案書18ページをご覧ください。議案第5号宇和島農業振興地域整備計画の変更

について、説明いたします。

宇和島市長より農業振興地域整備計画の変更をしたいため、意見を求められたものです。番号1、申請者は◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんです。除外申出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。農用地区域から除外した後、農業用倉庫及び自己住宅建築を目的とした農地法5条申請を予定しております。

続きまして19ページをご覧ください。番号2、申請者は◇◇◇◇さんです。除外申 出の理由、対象農地は議案書のとおりでございます。農用地区域から除外した後、駐車 場を目的とした農地法5条申請を予定しております。

以上でございます。

《会長》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《小清水委員》

それでは議案第5号の1番について説明申し上げます。この土地につきましては、 ◇◇◇◇にあります。元は畑でございました。畑で埋め上げて1mぐらいの高さになっておりますが、現在は雑種地となっております。

自宅の方がですね、平成30年の豪雨災害の折に、被災は受けなかったんですが、 この土地がですね、急傾斜地区に指定をされております。またその下にあります倉庫 の方がですね、土砂が落ちて倒壊ということになりました。

それでこの土地に、農業用の簡易な倉庫を、パイプ倉庫を建てております。この倉庫200㎡ほどございます。第1種農地でありますので始末書の方は提出されておりますが、その隣接に◇◇◇◇さんの自宅を建てようとするものでございます。現在の自宅が急傾斜指定になっております。それと倉庫の方もですね、建てられないという状況でございましたので、この土地より他にないということで、やむを得ないというふうに考えております。以上です。

《黒田委員》

第5号の2番でございます。カラー刷りの資料の一番最終ページをご覧ください。ここに番号2がありますが、ここにある五角形というか不成形といってものまっすぐですけど、北側のてっぺんにあるのはこれ、ため池でございます。コンクリートの。そしてここは、ここに文章も書いてあるようなことでございますが。ただそのことについて、申請をする人に念押しをしましたことは、水利組合の同意というのはやっぱ不可欠ですよ、ということ。そしてここにコンクリートの畦畔が左側にありますが、その内側も畦畔でございます。この畦畔が、これでは赤地図の中に含まれておりますが、一応念のためにここは、どこからどこまでが境界になっておるのかということは確認しとったほうがいいですよ、ということや、上の段の、田んぼの所有者の水を流す場所として、今は上の地図の下側の方にちょっぴり塩ビ管の蓋が見えますが、これはどうなるんかということも、上の人と合意ができてきちんと処理をするという話でございましたので。水利組合の同意がなければ、これは私、委員としてはあんまりし

っくりこないとこありますが、おそらく水利組合長もそういうことを申しておきましたので、多分同意をされるんだろうという前提の上で、私も、これはやむを得ないもんだと判断いたします。

《会長》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。 どなたかご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

《会長》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第5号宇和島農業振興地域整備計画の変更ついて、承認されます農業委員さん は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《会長》

はい。挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定 いたします。

続いて、議案第6号意見書の提出について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《庵﨑局長》

はい、失礼いたします。

議案書20ページをご覧ください。。議案第6号、意見書の提出についてをご説明いたします。

意見書は別紙「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」のとおりであり、現在 宇和島市から事務委任を受けている農地法第18条に関する事務について、その委任 された事務につき返上を要望しようとする意見書となっております。

農地法第18条の規定による許可申請に対する審議につきましては、非常に長時間にわたり、また、難しい判断をお願いすることとなり、事務局としましても大変心苦しく感じております。審議中に何度か申し上げましたが、本条における本来の許可権限者は県知事であります。その県知事から宇和島市が権限移譲を受け、さらに宇和島市から農業委員会へ事務委任を受けることによって、宇和島市農業委員会が許可・不許可の判断をすることとなっております。

この権限移譲及び事務委任は合併直後の平成18年度になされたものでありますが、 なかなか事例の無い案件であり、実際に申請があった場合にどのようになるのか、当 時の事務局としても考えが及ばなかったのではないかと思われます。 この度、本案件に対する審議の過程を振り返った時、ひとたび申請が出されますと、 委員の皆さんに多大な負担をお掛けするだけでなく、地域における農業委員会の活動 においても支障が生ずる恐れがあるのではないかと事務局としては危惧しております。

そこで、今回の許可申請に伴う審議の過程において委員さんから出された意見、また、審議終了後に事務局へ寄せられた意見等を踏まえて、ひとまず事務委任の返上を 宇和島市へ要望するべく、別紙意見書を提出しようとするものです。

なお、委任された事務について要望すれば必ず返上できる、というものではございません。

この意見書を出すことで、まずは宇和島市との間で事務返上について協議を行うこととなると考えておりますが、最終的には愛媛県との間で権限の返還について協議をしなければならず、一度受け入れた事務を県へ返還するのは実際には非常に困難であると考えております。

しかしながら、今回の事案によって委員さんへ多大な負担をお掛けすることとなってしまったことを鑑み、事務局としてもできる限り市及び県と協議をしていきたいと考えております。

なお、仮に返還でき、本来の農地法の手続きとなったとしても、申請を受け付けるのは農業委員会であり、判断に必要な調査を行ったうえで、農業委員会としての意見を付して申請を受け付けた日の翌日から起算して40日以内に県へ申請書を送付するという業務を行うこととなります。以上でございます。

《会長》

事務局の説明が終わりました。この件につきましては、愛媛県内では松山市と今治市が当初から、この件は市の方が受けておりません。

ですから、それぞれの市の農業委員会で審査することはない、ということでございます。その理由につきましては、しばらく前のことなんで詳しくは分からないんですが、やっぱり、事務が煩雑。今回のようにですね、農業者が農業者を判断するということもあるように思っております。市の方が返還すれば、県の方での審査と言うことになる訳でございますし、今の説明のようなことになります。

それでは皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

どなたかご意見ございませんか。

《黒田委員》

結局、同じことになるんじゃないかと思ったんですが。結局意見書を付して県に進達するとなれば、その意見書を付すために、やはりこの地域で起きたことについては、当委員会が、結局あのような議論をするんではないか。そこら辺がどうなってるんかということは、もう分かった範囲で。

《庵﨑局長》

仰るとおり、と言おうか、今ですね、3条と4条5条の違いということになるんですけども、4、5条。今、3条は全て最終的な結論を農業委員会が出す、と。4、5

条についてはあくまでも地元の意見を付して県に提出する、ということになっておりまして。言われたように、県がもし、これを取ってもらっても、地元として審議をしなければならない。そこの点は同じなんですが、最終的な結論ですね、審議。それは県が出すということで、その違いにだけになる、というか、その違いが大きいか小さいか、これはまた判断にもよるんですけれども。そういう形になっても、最終の責任は県が取るという形の、今の4条5条と同じでございます。

《会長》

はい、黒田委員。

《黒田委員》

まだあるんですが、すいません。えっとですね。前回の18条の問題は、ここにも 出ておりますが、33年の下級審判例、35年の最高裁判例。これがなかったら、も っと自由な意見や論理展開ができたと思いますが、この2つのものの制約があったら、 私もあの時の会議で申し上げましたが審議の必要もない、と。もう決まっとるじゃな いか、と言うたんですが。ここにも事務局がすごい表現されておりますが、地域の独 自性に鑑みて、というなことが実際できんようになってしまう、と。それやったら、 この農業委員会の役割というのは一体何なんだと思うんですが。

そしてもう1つこれに付帯して、いっぺん平成29年に決まったことが、裁判という別の権力機構から、お前もう1回やれ言われたからこれは仕方ないとしても、うちで決めたことが県へ行って県からまた突き戻されるというのは、日本の裁判の三審制と似たような規定が、農地法の一体どこにあるのか。そこら辺が、そうしなさいよというのは、言ってみれば、勧奨にすぎないものなのか、勧奨というのは進める方の勧奨にすぎないものなんか。それとも、権力的な命令が伴うものなのかというと、私はそこは分からんままに今度歩んできたんですが。もしそういうことであったとすれば、そういうふうなキャッチボールをすることの、結局それでもキャッチボールしても、最高裁が判断したら高裁判決でも覆されるし、下級審判決でも高等裁判所に覆されるように、我々末端の農業委員会が決定したことが許可権があるんであれば、それで本当は確定するはずなのに、実際にはそうならない運用が行われてしまういうことであったら、もう県が全部責任持ってくれやというような気持ちは、私もあります。

それともう1つ、言わせてください。先程の、この今日の議題の中にも18条6項いうのが出ておりましたが、これはもう全くすっと行くんですが、ただし、3条で賃貸をやった時に、あの時も経験しましたように、期限前6ヶ月以内にもう今度は更新せんよ、とか何とか、こういうふうな内容に変えようね、というような合意ができておったら、知事の許可はいらんけんど。これを過ぎて、1ヶ月前とかその頃なんて言うたって、ましてや忘れとったって、それはもう逃げようないぞ、と。

ただ、その結果が50年というのは、余りにも過酷であると。1人の人生が終わってしまう。場合によっては2回ぐらい終わってしまう、農業経営者の。そんな過酷な法律というのが何で合理性があって必要なのか、ということについては、できたら会長、発言の機会がありましたら、会長もこれで相当苦しまれたと思いますので。日本

農業の発展のために、そして家族経営や、いろんな経営を発展させて、限りある資源である農地を有効に使うためにどれがいいか、ということを考える時に、この50年という縛りや、たった1回失念で50年という結果を負いかぶさって。

それは33年と35年の判例がある限りどうしようもないんであれば、立法的解決を図っていかないと、農地を3条で貸す人が恐ろしくなってしまう。大体年取って怖いから農地を貸す、というのが現実でございまして。そうなった時に、その人が6ヶ月以内に申し立てなんだら50年先になってしまうと言われたらですね。恐ろしがって、みんなもう貸すのは止めて、もう作り荒らしにするかどうか、というふうに流れることを私は恐れます。

ですから、本当に会長に過大な質問っていうか、お役をお願いするんですが。ぜひ ぜひ、ご発言の機会がございましたら、そういうこと言ったやつもおることは、お伝 え願えたらと思います。

《会長》

昭和35年の最高裁判例判決につきましては、以前も申したことがあるかと思うんですが、事務局の方では、3条の分の契約書について一文入れております。その点はまた、事務局の方から説明させます。再契約になった場合も前と同じ条件でというふうなことで、一文入れるようにはしております。それから、長谷川代議士の方には、私の方からこの35年の最高裁判決、時代が違うんじゃないか、と。当時は親子二代三代が一緒に農業をやりながら、そこの畑はこうやああよということをやってきたんですが、今はもう一代。それもお年寄りが多いということで忘れることも多いし、それから50年というのは余りにも酷な、ということは申し上げております。

で、契約をそのまま、要は、賃貸でも何も他のことはそのままなんだから、契約期間も前回の契約と同じような契約。再契約といいますか、更新するというふうなことで、それはもう、自民党のまず農林委員会で決着できないかと。最高裁判決ですので、もともとの条例の適用がですね、そのように書かれればそれでいいんじゃないかな、ということで期間も前の契約と同じようにするようなことを一文入れてくれ、というふうにはお願いをしております。あとはもう、代議士の方でお任せをしてるわけですけども、それだけの動きはしております。

あと、事務局の方から。

《庵﨑局長》

黒田委員が言われたことはごもっともで、私も本当に同感で考えておるんですけども。ここにも、県と今から話し合っていく上でですね、所謂ずっと4月から審議してきたこと。事務局としてはもう、あくまでも農地法に則ってとしか言いようがなかったんですけども。

やはり農業委員さん、推進委員さんの皆様は、農地法でもやっぱその地方の慣習と か慣例とか、やはり借りたものを返す。そういうものがどうしても必要大事だという、 もう当然ご意見十分分かるんですよ。分かるんですけど、事務局としては農地法とい うことに則って、ということで。要は、言われたように、もう農地法でやるんであれ ば、最終的にこれだけの時間かけて審議する必要はないんじゃないか、と私も思います。要は、地元の農業委員さんのいろんな考え方とかそういう裁量とか、そういうものが、審議に、もうそこに入っていかないのであれば、もう法の専門家とか行政の職員がすべきではないかという、こういうことをまた訴えてはいきたいと思います。

それと、会長言われたように、所謂50年、これを民法で定められたようなんですが。この50年にこういうことのないように、3条の賃貸借に限るんですけども、別の契約書ですね、契約書に何らかの特約の、期間の特約、こういうものをお聞きしまして、もう失念により50年という、こういうことはもう、できるだけ現場の方で、事務局の方では無くしていきたいと思います。

あとですね、先程言われた再申請等々の話は、結局、多分このちょっと答え違うかもしれませんが、平成29年度からの訴訟におきましては、内容では農業委員会の方が勝訴なんですけども、控訴において、行政手続き法の、完全にこれは事務局のミスでございます。これによって負けたということで、法律的にそういう形にはなっておりました。

そういうことでですね、本当にこの3年間というか、4月から委員さん、大変もう時間も割いていただいて審議をしていただいたんですが。こういう形で最終的になったんですけど、もうこれをまた同じようなことが起こるとまた同じようなことをしなければならないんですけども。もうこれはあくまでも、もうこれは行政、県の方でやっていただきたいという、事務局の意見もそうですし委員さんのお考え方も同じではないかということで、こういう形でやらしてもらいましたんで、よろしくお願いをいたします。

《会長》

はい、黒田委員。

《黒田委員》

可能な限り、基盤強化促進法の活用を申請者の方にお勧めしていただいたらと思います。ここにもありますように、たったこんだけの期間でも、しようが最早ないようなことを書いてありますが。人の記憶というのはもっといい加減なもので、せっかく事務局が注意書きを、その時ははいこうですよって渡してもろとってもですね、それ自体がどこいったら分からなくなるし。あったこと自体を忘れていくのが、やっぱり75過ぎたら方々がおかしくなるのが当然というか、そういう人らが利用者でございますんで。

会長の言うことが本当に、正規のルートで実現されることを私も強く望みますが、 しかしそれまでには時間がかかるので、結局できたら基盤法でやっていくことをお勧 めいただいたらありがたいと思います。

《会長》

平成30年のですね、役員さんらが審査した後も同じように、3条よりも基盤法での賃貸契約を、ということを言われておりましたし、その方向で事務局も今のところ

も進んでおると、おったというふうに思っております。

それから、市長と一対一で市長室で話した時には、この案件については、ある程度の理解は、市長の方していただいております。それと、必ず傍聴者も入れないけんのですけども、市長もその点についても、傍聴の見えない力といいますか、そういうものがあったのかな、と。その辺も、とは言われておりましたので、市長の方には逐次ご報告をこれまでもしておりますし、まだ正式に総会を通ってから正式に市長の方にお願いに行くわけですけども、その前の前段での打ち合わせといいますか、様子見といいますか。ニュアンスでは、前向きな方向で市長の方もおられとると。あと、県がどういうかは分かりません。

また、県がいけんと言われた時には、またうちの方でやらないけんな、と。農業委員会で責任をもって審議せないけん、ということにはなりますけども。今回のは良い経験なりまして、これを無駄にせんように、市の方もそうですし、県の方にも一石を投じる、ということをしたいというふうには思っておりますので、ご理解をいただきたいという思います。

《黒田委員》

はい。了解いたします。

《会長》

その他、ご意見ございませんか。

(質問、意見なし)

《会長》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第6号意見書の提出について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《会長》

はい。ありがとうございます。挙手多数であります。よって議案第6号は原案のと おり承認することと決定いたします。

続いて、議案第7号宇和島市農業委員会協力員設置規則の一部改正について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《庵﨑局長》

はい、失礼いたします。

議案書18ページをご覧ください。議案第7号宇和島市農業委員会協力員設置規則

の一部改正について、でございます。お手元に配付の資料をご参照ください。

議案第7号宇和島市農業委員会協力員設置規則の一部を改正する規則について、ご 説明いたします。

宇和島市農業委員会協力員の設置を任意とし、協力謝礼金を固定支払いから実績払いへ変更するために、規則の第3条第1項中、「設置する」を「設置することができる」に、第6条中「1人3万円」を「下表」に改め、下記の表を追加するというものでございます。

以上で説明を終了します。

《会長》

事務局の意見が終わりました。これより審議をいたします。どなたかご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

《会長》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議議案第7号宇和島市農業委員会運営委員会に関する規程の一部改正について、承認 されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《会長》

はい。挙手全委員であります。よって議案第7号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和5年11月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長 (会長)	
議事録署名人	
議事録署名人	